

# Webスタイル普通預金取引規定

**OKB 大垣共立銀行**

本規定は、お客さまが株式会社大垣共立銀行（以下「当社」という）ネットプラザ支店（以下「当支店」という）との間で、当支店の専用普通預金「Webスタイル普通預金」（以下「本預金」という）の取引を行う場合に適用されます。

## 第1条（窓口での取引の制限）

本預金は、当社本支店の窓口では預入れまたは払戻しできません。

## 第2条（証券類の受入れの制限）

本預金口座には、手形や小切手、配当金領収書、その他の証券類を受入れできません。

## 第3条（振込金の受入れ）

1. 本預金口座には、為替による振込金を受入れます。
2. 前項の振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

## 第4条（各種料金等の自動支払い）

1. 本預金口座から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当社所定の手続きをしてください。
2. 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。

## 第5条（預金機等による出金）

預金機等を使用して本預金の払戻しをするときは、預金機等に本預金口座のキャッシュカード（以下「カード」という）を挿入して操作してください。

## 第6条（預金機等による入金）

預金機等を使用して本預金に入金するときは、預金機等にカードと現金を挿入して操作してください。

## 第7条（振込機による振込）

1. 振込機を使用して振込をするときは、振込機にカードを挿入し、届出の暗証と振込金額をボタンにより操作するほか、つぎの内容をボタンまたはディスプレイで指定してください。  
ご指定内容 お受取人の預金口座の金融機関名、本支店名、預金種目（当座、普通または貯蓄預金）、口座番号および受取人のお名前
2. 振込機による1回あたりの振込金額は当社の定めた範囲内の任意の金額とします。
3. 振込機の案内手順に従って操作し、振込先の確認ボタンを押された後は、振込機ではこの振込の取消しはできません。取消しを必要とする場合は、窓口営業時間内に、振込の操作を行った振込機設置店の窓口に出てください。この場合は、組戻しにより処理するものとし、組戻し不能の場合に生じた損害については当社は責任を負いません。

## 第8条（預金機等の利用手数料）

当社の預金機等を使用して出金をする場合は、当社が、とくに定めた時間帯に限り、所定の利用手数料（消費税込）をお支払いいただきます。

この利用手数料は取扱時に、本預金口座から自動的に引落します。

## 第9条（振込機利用による振込手数料）

1. 振込機を使用して振込をするときは電信扱いで処理し、当社所定の振込手数料（消費税込）をお支払いいただきます。
2. 前条の時間帯に振込の手続を行った場合は、前項の振込手数料に加えて前条の利用手数料をお支払いいただきます。
3. 当社は前2項の手数を、振込機利用日付をもって、本預金口座から自動的に引落します。
4. 振込機を使用して振込をする場合、振込金額と振込手数料金額および預金機等の利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる預金金額（当座貸越を利用できる金額を含みます）を超えるときは振込できません。

## 第10条（利息）

本預金の利息は毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当社所定の日に、店頭掲示の預金利率表記載の利率によって計算のうえ本預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢の変化により変更することがあります。

## 第11条（成年後見人等の届け出）

1. 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
2. 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
3. すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお届けください。
4. 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
5. 前4項の届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 第12条（届出事項の変更）

1. 本預金の印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所定の方法により届出てください。
2. 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。
3. 印章を失った場合の本預金の解約は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおくことがあります。

## 第13条（印鑑照合等）

諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

## 第14条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

1. 本預金は、当社に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。なお、本預金に、預金者の当社に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当社に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
2. 相殺する場合の手続きについては、次によるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当社所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して、直ちに当社に提出してください。ただし、本預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当社に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前号の充当の指定のない場合には、当社の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当社は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当社に到達した日までとして、利率、料率は当社の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当社の定めによるものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当社の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当社の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 第15条（譲渡、質入れの禁止）

1. 本預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または、第三者に利用させることはできません。
2. 当社がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当社所定の書式により行います。

## 第16条（反社会的勢力との取引拒絶）

本預金口座は、第18条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第18条第3項各号の一にでも該当する場合には、当社は本預金口座の開設をお断りするものとします。

## 第17条（取引の制限等）

1. 当社は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

2. 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
3. 前2項に定めるいずれの取引制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

## 第18条 (解約等)

1. 本預金口座を解約する場合には、当支店に電話にて申出てください。
2. 次の各号の一つにでも該当した場合には、当社は本預金取引を停止し、または預金者に通知することにより本預金口座を解約することができるものとします。

なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

  - ① 本預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または本預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
  - ② 本預金が犯罪に利用された場合
  - ③ 本預金の預金者が譲渡、質入れ等の禁止に違反した場合
  - ④ 本預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
  - ⑤ 本預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
3. 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当社は本預金取引を停止し、または預金者に通知することにより本預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - (a) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - (b) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - (c) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - (d) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - (e) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - (a) 暴力的な要求行為
    - (b) 法的な責任を超えた不当な要求行為

- (c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - (e) その他前各号に準ずる行為
4. 一定の期間預金者による利用がない場合、当社は本預金取引を停止し、または預金者に通知することにより本預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合にも同様にできるものとします。
  5. 前3項により、本預金口座が解約され残高がある場合、または本預金取引が停止されその解除を求める場合には、当店に電子メール、電話等により申出てください。この場合、当社は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人をもとめることがあります。

## 第19条（未利用口座管理手数料）

1. 当社が定める一定の期間、利息決算以外の預け入れまたは本手数料以外の払い戻しがなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない口座（以下「未利用口座」といいます。）について、当社が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。
2. 未利用口座管理手数料は、未利用口座から払戻請求書なしで当社が定める方法により引き落とします。
3. 口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合、口座残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引き落とし、当社所定の方法により解約することができるものとします。解約にあたっては、個別に通知を行わないことがあります。
4. 一旦引き落としとなり、お支払いいただいた手数料は返却いたしません。

## 第20条（通知等）

1. 当社からの通知・告知は、電子メールの送信、当社ホームページへの掲載、届出住所への郵送等の方法により行います。
2. 当社が届出の電子メールアドレス、住所等に通知・告知を行ったうえは、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、それによって生じた損害について、当社は責任を負いません。

## 第21条（規定の変更）

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 第22条（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、「<大垣共立>カード規定」、「<大垣共立>デビットカード取引規定」、「<大垣共立>振込規定」、「盗難された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補償に関する規定」により取扱います。

## [お知らせ]

1. 本預金口座の開設にあたっては以下の制限があります。
  - ① 本預金口座は、当社所定の方法で申し込み、当社が承認した場合に開設できます。
  - ② 本預金口座をお申込みいただけるお客様は、当社所定の地域内に居住または勤務する個人のお客様に限りま
  - ③ 満20歳未満の方は、本預金口座を開設することができません。
  - ④ 本預金口座は、おひとりさま1口座とします。
  - ⑤ 本預金口座の開設には、以下の取引をご契約いただくことが必要です。
    - ・本預金口座をサービス口座とする「<大垣共立>スーパーOKダイレクト」。
    - ・本預金口座用のキャッシュカード。
2. 本預金口座の取引は以下の方法で行います。
  - ① 当社および当社と提携している金融機関の現金自動支払機、現金自動預入引出機による取引。
  - ② <大垣共立>スーパーOKダイレクトによる取引。
  - ③ その他、当社が定めた方法による取引。
3. 本預金口座のご利用にあたっては、以下のとおり取引上の制限がありますのでご注意ください。
  - ① 通帳は発行しません。
  - ② 少額貯蓄非課税制度（マル優）は利用できません。
  - ③ 総合口座取引は利用できません。
  - ④ 決済用普通預金への切替はできません。
  - ⑤ 総合ステートメント「スーパーONE」は利用できません。
  - ⑥ 当支店からその他の当社本支店に移管することはできません。
  - ⑦ 本口座のキャッシュカードについて、代理人カードは取扱いません。

以 上